

特定求職者雇用開発助成金 (成長分野人材確保・育成コース)のご案内

デジタル・グリーン分野及びこれに関連する分野（以下、成長分野等）の業務に従事させる事業主が、就職困難者を継続して雇用する労働者として雇い入れ、人材育成や職場定着に取り組む場合に、特定求職者雇用開発助成金の他のコースより高額の助成金を支給します。

支給額

対象労働者に支払われた賃金の一部に相当する額として、下表の金額が支給対象期（6か月）ごとに支給されます。

- ・（ ）内は、中小企業以外の企業に対する支給額・助成対象期間です。
- ・短時間労働者とは、一週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満の労働者をいいます。

短時間労働者以外

対象労働者	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
高年齢者（60歳以上65歳未満） 母子家庭の母等 就職氷河期世代不安定雇用者 生活保護受給者等 等	90(75) 万円	1年	45万円×2期 (37.5万円×2期)
65歳以上の高年齢者	105(90) 万円	1年	52.5万円×2期 (45万円×2期)
身体・知的障害者 発達障害者、難治性疾患患者	180(75) 万円	2年(1年)	45万円×4期 (37.5万円×2期)
重度障害者等（重度障害者、 45歳以上の障害者、精神障害者）	360(150) 万円	3年 (1年6か月)	60万円×6期 (50万円×3期)

短時間労働者

対象労働者	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
高年齢者（60歳以上65歳未満） 母子家庭の母等 生活保護受給者等 等	60(45) 万円	1年	30万円×2期 (22.5万円×2期)
65歳以上の高年齢者	75(60) 万円	1年	37.5万円×2期 (30万円×2期)
障害者 発達障害者、難治性疾患患者	120(45) 万円	2年 (1年)	30万円×4期 (22.5万円×2期)

【令和4年4月現在】
「特定求職者雇用開発助成金（成長分野人材確保・育成コース）」の詳細は、厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。
支給要件などが変更される場合があります。詳しくは、都道府県労働局またはハローワークにご確認ください。



対象労働者

特定求職者雇用開発助成金の他のコースの対象労働者で、以下のいずれかに該当する方です。

コース名	対象労働者種別
特定就職困難者コース	・60歳以上の方 ・身体障害者 ・知的障害者 ・精神障害者 ・母子家庭の母等 ・父子家庭の父 (児童扶養手当を受給している方に限る) ・中国残留邦人等永住帰国者 ・北朝鮮帰国被害者等 ・認定駐留軍関係離職者(45歳以上) ・沖縄失業者求職手帳所持者(45歳以上) ・漁業離職者求職手帳所持者(45歳以上) ・手帳所持者である漁業離職者等(45歳以上) ・一般旅客定期航路事業等離職者求職手帳所持者(45歳以上) ・認定港湾運送事業離職者(45歳以上) ・その他就職困難者
生涯現役コース	65歳以上の方
被災者雇用開発コース	・被災離職者 ・被災地求職者
発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース	・発達障害者 ・難治性疾患患者
就職氷河期世代安定雇用実現コース	就職氷河期世代長期不安定雇用者
生活保護受給者等雇用開発コース	・生活保護受給者 ・生活困窮者

対象事業主

①～④のすべてに該当する事業主です。

- ① 上記対象労働者種別に対応する特定求職者雇用開発助成金の他のコースの支給要件をすべて満たすこと。
→詳細は各コースのリーフレットをご確認ください。
- ② 対象労働者を、次のいずれかの成長分野等の業務に従事させる事業主であること。
・デジタル化、DX化関係業務 ・グリーン化、カーボンニュートラル化関係業務
→詳細は3ページをご確認ください。
- ③ 対象労働者に対して、雇用管理改善または職業能力開発に関する取り組みを行うこと。
- ④ ②と③についての計画書と報告書を提出すること。

支給申請の流れ →支給申請の手続きは4ページをご確認ください

1 ハローワーク等からの紹介

ハローワーク、地方運輸局、適正な運用を期することのできる特定地方公共団体、有料・無料職業紹介事業者または無料船員職業紹介事業者の紹介で雇い入れた場合のみ、助成金の対象となります。

2 対象者の雇入れ

3 計画書の提出

支給申請の手続き

4 助成金の第1期支給申請

対象労働者を雇い入れた日(対象労働者がトライアル雇用労働者の場合は継続雇用に移行した日)から起算して**1か月以内**に、**計画書**を提出してください。

計画書には、対象労働者の従事する業務内容や雇用管理改善・職業能力開発への取り組み等を記載してください。
成長分野等の業務に従事させる事業主に該当しないと判断された場合は、このコースの申請はできません。

5 支給申請書の内容の調査・確認

報告書を添付して申請してください。

6 支給・不支給決定

提出した支給申請書の記載事項などを支給要件に照らして審査します。
適正と認められる場合、助成金が支給されます。審査には一定の期間を要します。審査結果は申請した事業主に通知書を送付して告知します。

7 助成金の支給

支給決定から事業主指定の金融機関口座に振り込まれるまでに、一定の期間を要します。

第2～6期支給申請も同様の手続きが必要です

「成長分野等の業務に従事させる事業主」の判断基準

「成長分野等の業務に従事させる事業主」に該当するかどうかは、対象労働者に従事させる業務の内容で判断します。

デジタル、DX化やグリーン、カーボンニュートラル化に資する業務（以下、成長分野等の業務）に従事させる場合が対象です。該当・非該当の考え方は以下のとおりです。

該当する	■「成長を新しく生み出す」 デジタル等の製品や技術を新たに生み出すために直接必要な業務 例：デジタル等の製品・技術の開発 製造等（ウェブ制作・ウェブデザインなどを含む）や これと一連の業務（実験、テストなど） ■「成長に直接寄与する」 デジタル等の製品や技術を新たに生み出すものではないが、デジタル化等の拡大に資するものと評価できる業務 例：デジタル等の製品や技術のインフラ整備 メンテナンス、営業・販売等の業務
該当しない	■デジタル等の製品や技術を使用するが、主な業務内容が成長分野と関連性が低い等 →デジタル化等の拡大につながらないため該当しない 例：デジタル製品を使用した事務業務 デジタル製品や技術を扱う会社の警備・清掃業務 電気自動車を利用した配送業務等

該当する代表的な業務例

デジタル化 DX化	ソフトウェア・アプリの設計開発業務 ネットワークの設定・デジタル機器の運用保守業務 自社デジタル製品の営業販売業務 自社業務のDX化業務 など
グリーン化 カーボンニュートラル化	次世代太陽光電池の技術開発業務 バイオマス素材製品の製造業務 ZEHの建設業務 電気自動車の販売業務 など

具体的な判断例

- 社内DXによって変革された経理システムを使用するだけの事務職員の業務
→単にDX化されたシステムを使用しているのみであり、行っている業務をデジタル化、DX化していなければ、該当しない。
- ソフトウェア開発業務を行うが事務作業も行うような場合
→対象労働者の主な業務内容がデジタル化等に資するものといえる場合は該当する。

厚生労働省ウェブサイトにて該当/非該当の参考事例集を掲載しています。



- ・少しでも成長分野等の業務を行えばよい、少しでも要素が入っていればよいというものではなく、**対象労働者が従事する業務の主たる部分が成長分野等の業務に該当するといえる必要があります。**
- ・成長分野等の業務の該当性は、計画書と報告書（２ページも参照）の記載に基づき判断されます。業務内容は、**デジタル、DX化、グリーン、カーボンニュートラル化に資する業務であることがわかるように記載してください。**
計画書と報告書の記載内容から判断できない場合は、労働局職員が連絡し、追記等の依頼をする場合があります。

支給申請の手続き

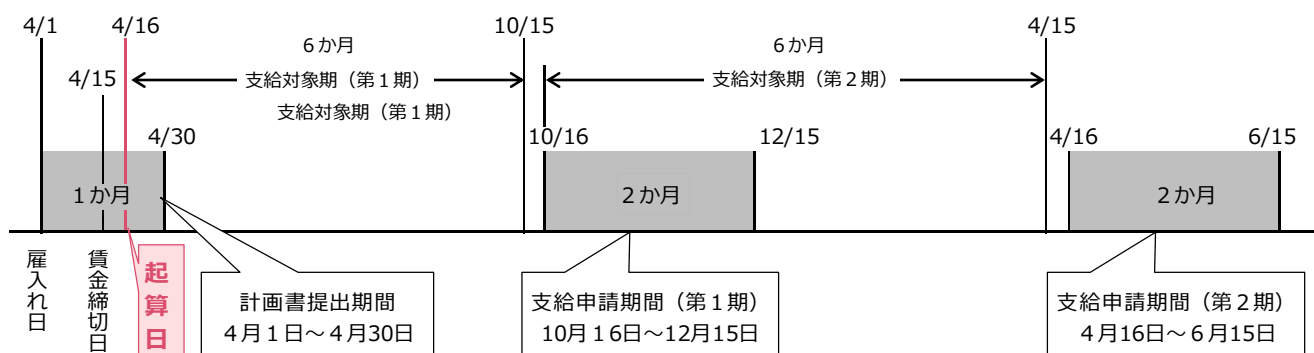
- 計画書は、**雇入れ日**（対象労働者がトライアル雇用労働者の場合は継続雇用に移行した日）から「**1か月以内**」に、紹介を行ったハローワークまたはそのハローワークを管轄する労働局に提出してください。
- 助成金は、支給対象期※ごとに、2～6回に分けて支給します。
- 支給申請は、支給対象期ごとに**事業所の所在地を管轄する労働局またはハローワーク**に行います。
- 支給申請期間は、各支給対象期の末日の翌日から「**2か月以内**」です。
- 支給申請をする際は、報告書などを提出する必要があります。

※支給対象期は、起算日から6か月間ごとに区切った期間です。

起算日は、次のようになります。

- ・賃金締切日が定められていない場合は、雇入れ日
- ・賃金締切日が定められている場合は、雇入れ日の直後の賃金締切日の翌日
(ただし、賃金締切日に雇い入れられた場合は、雇入れ日の翌日、賃金締切日の翌日に雇い入れられた場合は雇入れ日)

例：4月1日に中小企業事業主が高年齢者を雇い入れた場合



対象労働者が支給対象期の途中で離職した場合は、当該支給対象期については原則助成金の支給を受けることはできません。

所定労働時間より著しく実労働時間が短い場合や過当たりの賃金額が「最低賃金×30時間」を下回る場合には、支給額が減額されます。また、対象労働者が支給対象期（第1期）の初日から1か月以内に離職した場合にはこの助成金の支給を受けることはできません。

ご注意ください

- 他の助成金の支給を受けている場合は、支給対象とならない場合があります。
- 国、地方公共団体、行政執行法人など（これらの機関からの委託事業を実施している事業主で、対象労働者が当該委託事業に従事する場合を含む）の機関は支給対象とならない場合があります。
- この助成金を受給した事業主は、国の会計検査の対象になることがあり、検査の対象となった場合は、ご協力ください。また、関係書類は、支給決定がされた時から5年間整理保存してください。
- 偽りその他不正な行為によって助成金の支給を受け、または受けようとした場合は、不支給決定または支給決定の取り消しを行います。この場合、すでに支給された助成金は全額を返還するとともに、不支給決定または支給決定の取り消しを受けた日以後5年間は各種助成金の支給を受けることができません。さらに、特に悪質なものについては、原則公表となるほか、詐欺罪などにより刑罰に処される場合があります。

- ・制度の詳細は厚生労働省ウェブサイトをご確認ください。参考事例集や様式の記載例を掲載しています。様式もダウンロードできます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/tokutei_seichou_00008.html

- ・助成金の受給には、このほか、各種要件があります。
- ・ご不明な点は、最寄りのハローワークまたは各都道府県労働局（職業安定部）へお問い合わせください。